

税・保険料等の軽減・猶予について

※1. 2. は、関係法案が国会で成立することが前提となります。

1. 固定資産税・都市計画税の軽減

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を売上の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1とします。

〈減免対象〉※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3か月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（売上が前年同月比▲20%以上）に基づき、1年間納税猶予可能です。

○ 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

固定資産税の特例（中小・小規模事業者が新たに投資した設備について、投資後3年間、固定資産税が減免される制度）の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。

2. 納税の猶予の特例

2020年2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

3. 厚生年金保険料等の猶予制度




今般の新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り「換価の猶予（国税徴収法第151条の2）」が認められます。

また、事業所の財産に相当な損失を受けた場合等、個別の事情がある場合は、「納付の猶予（国税通則法第46条）」が認められる場合もあります。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。最寄りの年金事務所までご相談ください。

担当 天口所長 加藤支援部長 窓口 吉田

®バックナンバーはこちら

AMAGUCHI パートナース  または  天口会計事務所  でも可

<https://amaguchi.com/category/oshirase/>

 税理士法人
AMAGUCHI パートナース

TEL : 023-625-2773